

## 食品衛生学雑誌

### 食品・食品添加物等規格基準（抄）

#### 掲載方法変更のお知らせ

この度、食品衛生学雑誌は2014年（平成26年）2月より、食品衛生学雑誌・第1号に掲載しておりました食品・食品添加物等規格基準（抄）を学会ホームページ（会員専用ページ）にて掲載することとなりました。

学会ホームページの左側のコンテンツ「学会誌」の中の、「食品・食品添加物等規格基準（抄）」より会員専用ページが開きますので、食品衛生学雑誌第55巻第1号の情報ひろばの表紙裏に掲載されておりますパスワードをご入力いただき、ご覧ください。

なお、今まで通り3月より別冊（1部1,000円、送料1部250円）の頒布は行っております。

ご希望の方は、料金および送料を郵便振替（加入者名：公益社団法人日本食品衛生学会、振替口座番号：02 東京 00110-7-83579）にてご送金ください。

問合せ先

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-6-1 食品衛生センター内  
公益社団法人 日本食品衛生学会事務局  
TEL：03-3470-2933 FAX：03-3470-2975  
E-mail：[shokueishi@foodhyg.or.jp](mailto:shokueishi@foodhyg.or.jp)

## ■ 学会ホームページリンク先 ■ (2014年3月より掲載予定)

(社)日本食品衛生学会  
Japanese Society for Food Hygiene and Safety

Home 学会概要 入会案内 定款 学会誌 講演会

この法人は、食品衛生に関する研究の連絡、提携及び促進をはかり、あわせて研究成果の普及を行い、もって学術・文化の発展に寄与することを目的としています。

この度の東日本大震災により被災された方々に、謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

お知らせ

→ 通常総会  
・平成26年度通常総会のお知らせ  
2014年5月16日(東京)  
>>過去の総会はこちら

→ 学会から最新のお知らせ  
・食品衛生学雑誌オンライン投稿への完全移行と付録資料(Supplement)制度導入のお知らせ  
・食品衛生学雑誌 食品・食品添加物等規格基準(抄)掲載方法変更のお知らせ

→ 学術講演会  
平成25年学術講演会開催  
・第106回学術講演会  
平成25年11月21日(木)～22日(金)(沖縄)

学会ホームページ  
「食品・食品添加物等規格基準(抄)」  
(会員専用ページ)  
よりリンクしています。

## ■ 会員専用ページ ■

学会誌・情報ひろば表紙裏に掲載のパスワードを入力してください。

### 食品・食品添加物等規格基準(抄)

(公益社団法人 日本食品衛生学会 会員専用ページ)

#### ログイン

ログイン情報を入力してください

パスワード

\*パスワードは第55巻第1号、情報ひろばの表紙裏に記載されています。

\*著作物の転載・翻訳のような複製以外の許諾は、直接本学会にご連絡下さい。

→ ログイン

## 目 次

<b>I. 食品</b>
1. 食品一般・食品別
2. 農薬等（農薬、動物用医薬品、飼料添加物）の残留基準
(1) 残留基準および暫定基準が設定されている農薬等一覧
(2) 農産物の残留基準
(3) 畜水産物の残留基準
付1. 農産物分類表
付2. 一日摂取許容量（ADI）
3. 法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量
4. 法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（食品添加物と共通の物質もあります）
5. 総合衛生管理製造過程の承認対象品目と食品衛生上の気概の原因となる物質
6. 食品の暫定的規制値等
7. 遺伝子組換え食品及びアレルギー食品の表示
<b>II. 乳・乳製品</b>
1. 原料乳・飲料乳・乳飲料
2. 乳製品
3. 発酵乳・乳酸菌飲料
4. 常温保存可能品
<b>III. 食品添加物</b>
1. 使用基準のあるもの
2. 使用基準のないもの
(1) 指定添加物
(2) 既存添加物
3. 食品添加物一覧
(1) 指定添加物
(2) 既存添加物
(3) 天然香料
(4) 一般に食品として飲食に供されているものであって添加物として使用される品目（一般飲食添加物）
4. 添加物一般の使用基準
5. 食品に係る表示の方法
<b>IV. 器具・容器包装</b>
1. 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格
2. 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格
3. 器具又は容器包装の用途別規格
4. 器具及び容器包装の製造基準
5. 乳等
<b>V. おもちゃ</b>
<b>VI. 洗浄剤</b>